

許可申請書・事業計画書 (更新・変更) 記載例一覧

普通・更新	申請書・事業計画書記載例	1	頁
特管・更新	申請書・事業計画書記載例	14	頁
普通・変更	申請書・事業計画書記載例	24	頁
特管・変更	申請書・事業計画書記載例	33	頁
普通・特管	参考様式記載例	43	頁

更新許可申請記載例

（普通産業廃棄物）

(第1面)

申請窓口で記入するか、あらかじめ申請日を記入しておいてください。

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和5年9月1日

神奈川県知事 殿

申請者 〒231-8588
住 所 神奈川県横浜市中区日本大通1番地
氏 名 神奈川環境株式会社
代表取締役 横浜 太郎
電話番号 045-210-1111
ファクシ 045-210-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	取り扱う産業廃棄物の種類 詳細は別表のとおり。 積替・保管 なし
事務所及び事業場の所在地	事務所 神奈川県横浜市中区日本大通1番地 電話番号 045-210-1111
	事業場 電話番号
事業の用に供する施設の種類及び数量	事業計画書のとおり (収集運搬車両合計 2台、運搬容器有・無)
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	
※ 事 務 処 理 欄	

積替・保管なしの申請の場合、事業場は空欄となります。

(日本産業規格 A列4番)

別表 産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く）における事業の範囲

No	種 類	取扱いの有無	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物	水銀含有ばいじん等
1	燃え殻				
2	汚泥	○	○		
3	廃油	○			
4	廃酸	○			○
5	廃アルカリ	○			○
6	廃プラスチック類	○	○	○	
7	紙くず	○			
8	木くず	○			
9	繊維くず	○			
10	動植物性残さ				
11	動物系固形不要物				
12	ゴムくず	○			
13	金属くず	○		○	
14	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	○	○	○	
15	鉱さい				
16	がれき類	○	○		
17	動物のふん尿				
18	動物の死体				
19	ばいじん				
20	政令第13号廃棄物				
水銀使用製品産業廃棄物の網掛けになっている品目の取扱いがある場合には、具体的な製品名を記載してください。					

注1) 申請に係る取り扱う産業廃棄物の種類について、「取扱いの有無」の欄に○印を付けてください。

注2) 変更許可申請の場合で、既に許可を取得しているものには◎印を付けてください。

注3) 申請に係る産業廃棄物の種類のうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を取り扱う場合には、該当箇所に○印を付けてください。

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
	神奈川県	01400××××××
	東京都	1300××××××
	横浜市	05600××××××
	相模原市	令和5年8月1日申請

申請者(個人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称	住 所	
かながわかんきょう 神奈川県環境株式会社	神奈川県横浜市中区日本大通1番地	

法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称	住 所	

役員(法定代理人が法人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
	役 職 名・呼 称	住 所

役員(申請者が法人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
	役 職 名・呼 称	住 所
よこはま たろう 横浜 太郎	S16.1.1	韓国
きん たろう 金 太郎	代表取締役	神奈川県横浜市中区港町〇〇
きむ たろう KIM TARO		
かわさき じろう 川崎 次郎	S17.3.3	神奈川県川崎市川崎区富士見◇◇
	取締役	神奈川県川崎市川崎区宮本町◆◆
よこすか さぶろう 横須賀 参郎	S18.5.5	神奈川県横須賀市小川町□□
	取締役	神奈川県横須賀市日の出町■ ■
あつぎ しろう 厚木 志郎	S19.7.7	神奈川県厚木市中町△△
	監査役	神奈川県厚木市水引▲▲

役員に在日外国人を含む場合、氏名欄には本名(複数ある場合には全て)及び通称を併記し、ふりがなもそれぞれ記載してください。

必ず住民票に記載してあるとおりに記載してください。

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	100,000 株		出資の額	300万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資 の金額	本 籍	
		割 合	住 所	
くにたち 国立株式会社		10,000株		
		10%	東京都千代田区霞が関△△	
こうせい ひ ふ み 厚生 一二三	S2.2.2	6,000株	東京都千代田区神田佐久間町◆◆	
		6%	東京都千代田区霞が関▲▲	

株主又は政令使用人に在日外国人を含む場合、氏名欄
には本名(複数ある場合には全て)及び通称を併記し、
ふりがなもそれぞれ記載してください。

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役 職 名・呼 称	住 所
しろやま じろう 城山 二郎	S20.9.9	神奈川県相模原市中央区中央▲▲
	津久井支店長	神奈川県相模原市緑区城山××

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

① 事業の概要

- ・主に、神奈川県内の建設現場から出る建設系廃棄物を収集し排出事業者が指定する中間処理場又は最終処分場に運搬する。
- ・主に、〇〇工場から出る汚泥を収集し、最終処分場に運搬する。

② 営業範囲

- ・埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

営業範囲を忘れずに記載してください。
なお、営業範囲が広範囲にわたる場合は、「〇〇地方」「東日本全域」等、おおよそのエリアを記載してください。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び

	(特別管理) 産業廃棄物 の 種 類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性 状	予定排出事業場の 名称及び所在地	横替え又は保管を行う 場合には横替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）	〇t/月	固形	〇〇(株) 神奈川県内建設現場	なし	(株)〇〇〇〇 東京都〇〇〇
2	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）	〇t/月	固形	同上	なし	排出事業者が指定する処理施設
3	がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）	〇t/月	固形	同上		
4	石綿含有産業廃棄物（汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類）	〇t/月	泥状 固形	〇〇(株) 神奈川県内建設現場	なし	(株)〇〇 東京都〇〇〇
5	汚泥（石綿含有産業廃棄物を除く）	〇t/月	泥状	〇〇(株) 神奈川県内建設現場	なし	
6	廃油、廃酸、廃アルカリ	未定	液状	神奈川県内化学工場	なし	排出事業者が指定する処理施設
7	金属くず	未定	固形	〇〇(株) 神奈川県〇〇〇		
8	水銀含有ばいじん等（廃酸、廃アルカリ）	〇t/月	液状	〇〇〇〇(株) 東京都〇〇〇	なし	(株)〇〇〇 神奈川県〇〇〇
9	水銀使用製品産業廃棄物（蛍光管）	〇t/月	固形	〇〇(株) 神奈川県〇〇〇	なし	〇〇〇(株) 埼玉県〇〇〇
備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の						

それぞれ、「自動車検査証（船舶の場合は、船舶検査証書）」に記載されているとおり記入してください

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	脱着装置付コンテナ専用車	横浜 100 あ 1234	3,800	神奈川環境(株)	令和8年9月14日
2	キャブオーバ	川崎 100 い 2345	8,000	神奈川環境(株)	令和8年3月7日
3	タンク車	相模 800 う 3456	5,000	神奈川環境(株)	令和8年11月1日
4	ダンプ	湘南 400 え 4567	3,000	神奈川環境(株)	令和8年11月14日
5	貨物船	第一神奈川金太郎丸 5678	2,310	神奈川環境(株)	
6	運搬施設に船舶を含む場合は、船名及び登録（又は識別）番号を記載してください。				
7	収集運搬車両の車検の有効年月日を記載してください。				

事務所の所在地

神奈川県横浜市中区日本大通1番地

駐車場の所在地

同上

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器を使用する場合に記入してください。

運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考
オープンドラム缶	汚泥、水銀含有ばいじん等	200 リットル	鉄製
クローズドラム缶	廃油	200 リットル	鉄製
ケミカルドラム缶	廃酸、廃アルカリ	200 リットル	外装：鉄製 内装：ポリエチレン製
蛍光管専用プラスチックダンボールケース	水銀使用製品産業廃棄物（蛍光管）	10kg	ポリプロピレン製
フレコンバッグ	石綿含有産業廃棄物（汚泥以外）	1 m ³	ポリプロピレン製
プラスチック二重袋	石綿含有産業廃棄物（汚泥）	1 m ³	ポリプロピレン製

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両毎の用途

①脱着装置付コンテナ専用車、ダンプ

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類

②キャブオーバ

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、水銀含有ばいじん等、石綿含有産業廃棄物（汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類）

③バン

水銀使用製品産業廃棄物（蛍光管）

④タンク車

廃油、汚泥

⑤貨物船

事業計画書第1面に記載するすべての品目

取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類に適した車両を選択してください。次のような用途は認められません。

例1）土砂禁止車両でがれき類を運搬する（過積載の危険があるため）。

例2）塵芥車でがれき類、石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を運搬する。

例3）脱水されていない汚泥について、水密仕様でないダンプに直積みする。

(2) 収集運搬業務を行う時間

月～土曜日までの8:30～17:15（休憩 1時間）

また、搬入先である処分場又は積替保管施設に指示された時間に従う。

収集運搬業務を行う時間や休業日が不定である場合は、その旨を記載の上、記載できる範囲で記載してください。

(3) 休業日

日曜、祝祭日、年末年始（12月28日～1月3日）

同一の従業員が複数の業務を兼務している場合は、主たる業務に計上してください。

例）役員と運転手を兼務→役員に計上

従業員数の内訳

いつ時点の情報か確認したいので、日付を記載してください。

令和5年9月1日現在

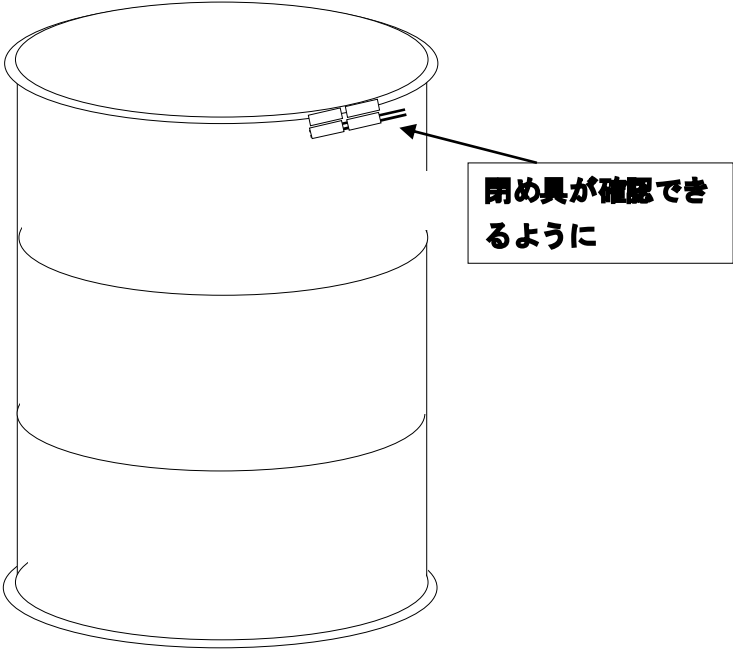
申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
4 人	1 人	0 人	1 人	5 人	3 人	0 人	14 人

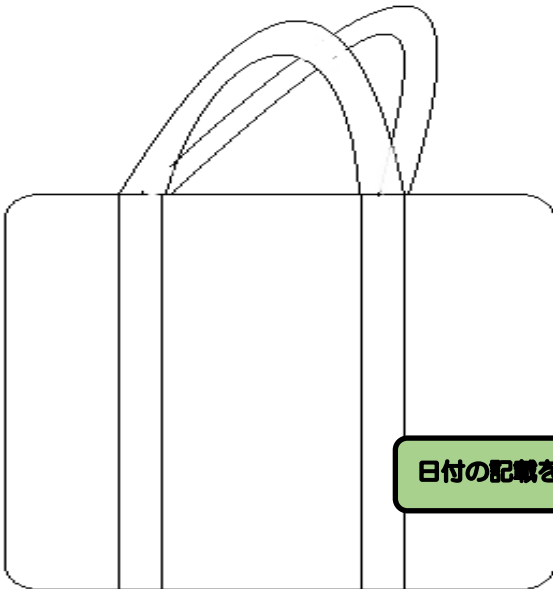
5. 環境保全措置の概要 (運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

(1) 運搬に際し講ずる措置

- 飛散流出防止のため車両の荷台にはシート掛けを行う。
- 運搬容器は上蓋を確実に閉止するとともに、車両に積載する際はロープ等で固定し、転倒を防止する。
- 石綿含有産業廃棄物（汚泥以外）は他の廃棄物と混ざらないようにフレコンバッグに入れて運搬する。
- 石綿含有産業廃棄物（汚泥）は他の廃棄物と混ざらないように耐水性プラスチック二重袋に入れて運搬する。
- 石綿含有産業廃棄物（汚泥）は、排出事業者が排出時に耐水性プラスチック二重袋に封入した状態のものを運搬する。
- 石綿含有産業廃棄物は他の廃棄物と混ざらないように、荷台に仕切りを設けて運搬する。また、その際は変形又は破断しないように整然と積み込み、荷台にシート掛けを行う。
- 水銀含有ばいじん等は、オープンドラム缶に入れ、ガスケット付きの上蓋を確実に締め付けることにより揮発による漏出を防止する。
- 水銀使用製品産業廃棄物（蛍光管）は、他の物と区分し、蛍光管専用プラスチックダンボールケースに入れて運搬する。また、破損防止のために緩衝材を空隙に入れる等必要な措置を講じる。
- 収集運搬時は安全運転及び騒音、振動、ほこり等の発生防止に努め、過積載は行わない。

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	オープンドラム缶	用途	事業計画書第2面のとおり
注意事項 ・ 容器等の全体が写るように撮影すること。  実際に使用する（している）容器を撮影してください。（インターネットやカタログ等からの転用はしないでください。） 撮影 令和5年7月1日			

運搬容器等の名称	フレコンバッグ	用途	事業計画書第2面のとおり
注意事項 ・ 容器等の全体が写るように撮影すること。  日付の記載を忘れずをお願いします。 撮影 令和5年7月1日			

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法															
内 訳	金 額 (千円)														
事業の開始に要する資金の総額	73														
土地	既に運搬施設（収集運搬車両、運搬容器、駐車場等）を有しており、事業開始に当たり新たな資金調達の必要がない場合には、これらの欄は空欄で差し支えありません。														
事務所															
収集運搬車両															
積替保管施設															
申請手数料	73														
調 達 方 法	自己資金	73													
	借入金														
	(借入先名)	借入先の金融機関名については、必ずしも記載する必要はありません。 【申請手数料】 (単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>産業廃棄物</th> <th>特別管理産業廃棄物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規</td> <td colspan="2">81</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>73</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>変更</td> <td>71</td> <td>72</td> </tr> </tbody> </table>			産業廃棄物	特別管理産業廃棄物	新規	81		更新	73	74	変更	71	72
				産業廃棄物	特別管理産業廃棄物										
	新規			81											
	更新			73	74										
	変更	71	72												
	その他														
	増資														

備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)

令和5年9月1日現在

資産の種別	内 容	数 量	価 格、金 額 (千円)
現金預金	定期預金		3,000
有価証券	株式	1,000株	
未収入金			
売 掛 金			
受取手形			
土 地	自宅宅地 駐車場土地	110m ²	20,000
建 物	自宅	1棟	12,000
備 品			
車 両	ダンプ	1台	3,000
そ の 他			
資 産 計			38,000
負債の種別	内 容	数 量	価 格、金 額 (千円)
長期借入金			19,000
短期借入金			500
未 払 金			
預 り 金			
前 受 金			
買 掛 金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			19,500

数値は概算値で構いませんので、記載できる範囲で記載してください。

借入先の金融機関名については、必ずしも記載する必要はありません。

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和5年9月1日

神奈川県知事 様

申請窓口で記入するか、あらかじめ
申請日を記入しておいてください。

申請者

住所 神奈川県横浜市中区日本大通1番地

氏名 神奈川環境株式会社
代表取締役 横浜 太郎

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

法人の場合は、法人名と代表者の
役職、氏名を記入してください。

更新許可申請記載例

（特別管理産業廃棄物）

※事業計画書第7面～第10面については、

更新許可申請（普通産業廃棄物）の記載例（p10～13）を
ご参照ください。

(第1面)

申請窓口で記入するか、あらかじめ申請日を記入しておいてください。 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書 令和5年9月1日 神奈川県知事 殿 申請者 〒231-8588 住 所 神奈川県横浜市中区日本大通1番地 氏 名 神奈川環境株式会社 代表取締役 横浜 太郎 電話番号 045-210-1111 ファクシ 045-210-1111 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
事業の範囲(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	詳細は別表のとおり。 積替・保管なし
事務所及び事業場の所在地	事務所 神奈川県横浜市中区日本大通1番地 電話番号 045-210-1111
	事業場 電話番号
事業の用に供する施設の種類及び数量	事業計画書のとおり (収集運搬車両合計 2台、運搬容器有・無)
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	
※ 事 務 処 理 欄	

(日本産業規格 A列4番)

別表 1 特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く）における事業の範囲

No	種 類	取扱い の有無
1	廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）	○
2	廃酸（pH2.0以下のもの）	○
3	廃アルカリ（pH12.5以上のもの）	○
4	感染性産業廃棄物	○
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃水銀等	
	鉍さい ＊1	
	廃石綿等	○
	ばいじん ＊1	
	燃え殻 ＊1	
	廃油 ＊1	○
	汚泥 ＊1	○
	廃酸 ＊1	○
	廃アルカリ ＊1	○
	廃ポリ塩化ビフェニル等 ＊2	
	廃ポリ塩化ビフェニル等（低濃度PCB汚染廃油） ＊2	
	ポリ塩化ビフェニル汚染物 ＊2	
	低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物 ＊2	
	ポリ塩化ビフェニル処理物 ＊2	
	低濃度ポリ塩化ビフェニル処理物 ＊2	

＊1 申請する金属等の詳細は別表2のとおり。

＊2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の許可申請をする場合で、濃度限定がない許可を申請する場合は低濃度許可も含めて○を付け、低濃度限定の許可を申請する場合は低濃度許可のみ○を付けてください。

（注1）申請に係る取り扱う特別管理産業廃棄物の種類について、「取扱いの有無」の欄に○印を付けてください。

（注2）変更許可申請の場合で、既に許可を取得しているものには◎印を付けてください。

別表2 金属等を含む特定有害産業廃棄物

廃棄物の種類 金属等の名称	鉛 さい い	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ	
水銀又はその化合物								
カドミウム又はその化合物								
鉛又はその化合物								
有機燐化合物								
六価クロム化合物								
砒素又はその化合物								
シアン化合物								
P C B								
トリクロロエチレン				○	○			
テトラクロロエチレン						○		
ジクロロメタン							○	
四塩化炭素								
1, 2-ジクロロエタン								
1, 1-ジクロロエチレン								
シス-1, 2-ジクロロエチレン								
1, 1, 1-トリクロロエタン								
1, 1, 2-トリクロロエタン								
1, 3-ジクロロプロペン								
チウラム								
シマジン								
チオベンカルブ								
ベンゼン								
セレン又はその化合物								
1, 4-ジオキサン								
ダイオキシン類								

(注1) 申請に係る金属等の項目に○を付けてください。

(注2) 変更許可申請の場合で、既に許可を取得しているものには◎を付けてください。

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
	神奈川県	01450××××××
	東京都	1300××××××
	横浜市	05600××××××
	相模原市	令和5年8月1日申請

申請者(個人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称	住 所	
かながわかんきょう 神奈川県環境株式会社	神奈川県横浜市中区日本大通1番地	

法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称	住 所	

役員(法定代理人が法人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
	役 職 名・呼 称	

役員(申請者が法人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
	役 職 名・呼 称	
よこはま たろう 横浜 太郎	S16.1.1	韓国
きん たろう 金 太郎	代表取締役	神奈川県横浜市中区港町〇〇
かわさき じろう 川崎 次郎	S17.3.3	神奈川県川崎市川崎区富士見◇◇
	取締役	神奈川県川崎市川崎区宮本町◆◆
よこすか さぶろう 横須賀 参郎	S18.5.5	神奈川県横須賀市小川町□□
	取締役	神奈川県横須賀市日の出町■ ■
あつぎ じろう 厚木 志郎	S19.7.7	神奈川県厚木市中町△△
	監査役	神奈川県厚木市水引▲▲

役員に在日外国人を含む場合、氏名欄には本名(複数ある場合には全て)及び通称を併記し、ふりがなもそれぞれ記載してください。

必ず住民票に記載してあるとおりに記載してください。

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	100,000 株		出資の額	300万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資 の金額	本	籍
		割 合	住	所
くにたち 国立株式会社		10,000株		
		10%	東京都千代田区霞が関△△	
こうせい ひ ふ み 厚生 一二三	S2.2.2	6,000株	東京都千代田区神田佐久間町◆◆	
		6%	東京都千代田区霞が関▲▲	

株主又は政令使用人に在日外国人を含む場合、氏名欄には本名(複数ある場合には全て)及び通称を併記し、ふりがなもそれぞれ記載してください。

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住	所
しろやま じろう 城山 二郎	S20.9.9	神奈川県相模原市中央区中央▲▲	
	津久井支店長	神奈川県相模原市緑区城山××	

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

① 事業の概要

- ・主に、神奈川県内の病院から出る感染性産業廃棄物を収集し排出事業者が指定する中間処理場に運搬する。
- ・主に、〇〇工場から出る揮発性廃油を収集し、排出事業者が指定する積替保管施設に運搬する。

② 営業範囲

- ・埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、北海道

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運

	(特別管理) 産業廃棄物 の 種 類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性 状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替又は保管 を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	廃油(揮発油類、 灯油類、軽油類)	〇t/ 月	液状	〇〇(株) 〇〇工場 神奈川県〇〇〇	なし	〇〇〇〇(株) 神奈川県〇〇〇
2	廃酸(pH2.0以下 のもの)	〇t/ 月	液状	(株)〇〇 埼玉県〇〇〇	なし	排出事業者が指定す る処理施設
3	廃アルカリ (pH12.5以上 のもの)	〇t/ 月	液状	(株)〇〇 埼玉県〇〇〇	なし	排出事業者が指定す る処理施設
4	廃油(特定有害 産業廃棄物)	〇t/ 月	液状	〇〇(株) 〇〇工場 埼玉県〇〇〇	なし	(株)〇〇 〇〇処分場 東京都〇〇〇
5	廃酸、廃アルカリ (特定有害産 業廃棄物)	未定	液状	神奈川県内●●工場	なし	
6	污泥(特定有害 産業廃棄物)	未定	泥状	神奈川県内●●工場	なし	
7	感染性産業廃棄 物	〇t/ 月	固形	〇〇病院 神奈川県〇〇〇	なし	(株)〇〇〇〇 千葉県〇〇〇
8	廃石綿等	〇t/ 月	固形	(株)〇〇〇 埼玉県〇〇〇	なし	(株)〇〇〇 埼玉県〇〇〇
9						

営業範囲を記載してください。

なお、営業範囲が広範囲にわたる場合は、「〇〇地方」「東日本全域」等、おおよそのエリアを記載してください。

揮発性廃油、強酸、強アルカリについては、特定有害産業廃棄物と分けて記載してください。

記載事項のうち、申請日現在において未定等の理由から、該当箇所におおまかな予定排出事業場を記載して下さい。

排出事業場、予定運搬先が同一である場合には、1つの行に複数の(特別管理)産業廃棄物の種類を記載しても構いません。

備考 取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(日本産業規格 A列4番)

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

それぞれ、「自動車検査証（船舶の場合は、船舶検査証書）」に記載されているとおり記入してください。

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	キャブオーバ	横浜 100 あ 1234	8,000	神奈川県環境(株)	令和8年9月14日
2	ダンプ	川崎 100 い 2345	3,000	神奈川県環境(株)	令和8年3月7日
3	冷蔵冷凍車	相模 800 う 3456	2,000	神奈川県環境(株)	令和8年11月1日
4	貨物船	第一神奈川金太郎丸 5678	2,310	神奈川県環境(株)	
5	運搬施設に船舶を含む場合は、船名及び登録 (又は識別) 番号を記載してください。			収集運搬車両の車検の有効年月日を記載し てください。	
6					
7					
8					
9					
10					

事務所の所在地

神奈川県横浜市中区日本大通1番地

駐車場の所在地

同上

(2) その他の運搬施設の概要

備考欄には材質等の補足事項を記載してください。

運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考
オープンドラム缶	汚泥（特定有害産業廃棄物）	200 リットル	鉄製
クローズドラム缶	廃油（揮発油類、灯油類、軽油類、 特定有害産業廃棄物）	200 リットル	鉄製
ケミカルドラム缶	廃酸（pH2.0 以下のもの、特定有害 産業廃棄物）、廃アルカリ（pH12.5 以上のもの、特定有害産業廃棄物）	200 リットル	外装：鉄製 内装：ポリエチレン製
メディカルパール	感染性産業廃棄物	40 リットル	ポリエチレン製
アスベスト用二重袋	廃石綿等	100 リットル	ポリエチレン製

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両毎の用途

①ダンプ、キャブオーバ

廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）、廃油（特定有害産業廃棄物）、廃酸（pH2.0 以下のもの）、廃酸（特定有害産業廃棄物）、廃アルカリ（pH12.5 以上のもの）、廃アルカリ（特定有害産業廃棄物）、汚泥（特定有害産業廃棄物）、廃石綿等

②冷蔵冷凍車

感染性産業廃棄物

③貨物船

感染性産業廃棄物を除く事業計画書第1面に記載するすべての品目

取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類に適した車両を選択してください。次のような用途は認められません。

例）感染性産業廃棄物を、保冷設備がないバンで運搬する。

収集運搬業務を行う時間や休業日が不定である場合は、その旨を記載の上、記載できる範囲で記載してください。

(2) 収集運搬業務を行う時間

月～土曜日までの 8:30～17:15（休憩 1 時間）

また、搬入先である処分場又は積替保管施設に指示された時間に従う。

(3) 休業日

日曜、祝祭日、年末年始（12月28日～1月3日）

同一の従業員が複数の業務を兼務している場合は、主たる業務に計上してください。

例）役員と運転手を兼務→役員に計上

従業員数の内訳

いつ時点の情報か確認したいので、日付を記載してください。

令和5年9月1日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
4 人	1 人	0 人	1 人	5 人	3 人	0 人	14 人

5. 環境保全措置の概要 (運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

(1) 運搬に際し講ずる措置

- 特別管理産業廃棄物を収集運搬する際は、他の物と区分し、損傷しにくい密閉容器に入れる。
- 運搬容器は上蓋を確実に閉止するとともに、車両に積載する際はロープ等で固定し、転倒を防止する。
- 感染性産業廃棄物は、バイオハザードマークが付されたメディカルパールに入れ、冷蔵冷凍車に積載することで、感染源の増殖・腐敗・悪臭発生の防止に努める。
- 廃石綿等は、十分な強度を有するアスベスト用二重袋に入れ、荷台にシート掛けをして運搬する。
- 収集運搬時は安全運転に努め、騒音、振動、ほこり等の発生防止に努め、過積載は行わない。

変更許可申請記載例

（普通産業廃棄物）

※事業計画書第7面～10面については、

更新許可申請（普通産業廃棄物）の記載例（p10～13）を
ご参照ください

申請窓口で記入するか、あらかじめ申請日を記入しておいてください。

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

令和7年12月1日

神奈川県知事 殿

(例) 品目に「汚泥(石綿含有産業廃棄物)」を追加。
さらに、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類の石綿含有産業廃棄物の取扱いを「無」から「有」に変更する。

申請者 〒231-8588
住 所 神奈川県横浜市中区日本大通1番地
氏 名 神奈川環境株式会社
代表取締役 横浜 太郎
電話番号 045-210-1111
ファクシミリ 045-210-1111

産業廃棄物収集運搬業
産業廃棄物処分量
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、

の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	令和6年11月1日 第 01400123456 号
収集運搬業・処分業の区分	収集運搬業
許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあっては、取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあっては、処分する方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)	詳細は別表のとおり。 積替・保管 なし
変更の内容	品目の追加:汚泥(石綿含有産業廃棄物を含む。)廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類について(石綿含有産業廃棄物を含む。)に変更
変更理由	排出事業者から要望があったため
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	オープンドラム缶 10本 フレコンバッグ 1袋 プラスチック二重袋 1袋
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事務処理欄	

変更許可申請に伴い追加した車両や容器の種類と数量を記載してください。
従前と変わらなければ空欄で構いません。

別表 産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く）における事業の範囲

No	種 類	取扱い の有無	石綿含有産 業廃棄物	水銀使用製 品産業廃棄 物	水銀含有 ばいじん等
1	燃え殻				
2	汚泥	○	○		
3	廃油	◎			
4	廃酸	◎			◎
5	廃アルカリ	◎			◎
6	廃プラスチック類	◎	○	◎	
7	紙くず	◎			
8	木くず	◎			
9	繊維くず	◎			
10	動植物性残さ				
11	動物系固形不要物				
12	ゴムくず	◎			
13	金属くず	◎		◎	
14	ガラスくず・コンクリ ートくず・陶磁器くず	◎	○	◎	
15	鉱さい				
16	がれき類	◎	○		
17	動物のふん尿				
18	動物の死体				
19	ばいじん				
20	政令第13号廃棄物				
水銀使用製品産業廃棄物の網掛けになっている品目の取扱いがある場合には、具体的な製品名を記載してください。					

注1) 申請に係る取り扱う産業廃棄物の種類について、「取扱いの有無」の欄に○印を付けてください。

注2) 変更許可申請の場合で、既に許可を取得しているものには◎印を付けてください。

注3) 申請に係る産業廃棄物の種類のうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を取り扱う場合には、該当箇所に○印を付けてください。

申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称	住 所	
かながわかんきょう 神奈川環境株式会社	神奈川県横浜市中区日本大通 1 番地	
法定代理人(申請者が法第14条第 5 項第 2 号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称	住 所	
役員 (法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
	役 職 名・呼 称	住 所
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
	役 職 名・呼 称	住 所
よこはま 太郎 横 濱 太 郎	S16.1.1	韓国
きん 太郎 金 太 郎	代表取締役	神奈川県横浜市中区港町〇〇
きむ 太郎 KIM TARO		
かわさき じろう 川 崎 次 郎	S17.3.3	神奈川県川崎市川崎区富士見◇◇
	取締役	神奈川県川崎市川崎区宮本町◆◆
よこすか きぶろう 横 須 賀 参 郎	S18.5.5	神奈川県横須賀市小川町□□
	取締役	神奈川県横須賀市日の出町■■■
あつぎ じろう 厚 木 志 郎	S19.7.7	神奈川県厚木市中町△△
	監査役	神奈川県厚木市水引▲▲

役員に在日外国人を含む場合、氏名欄には本名
(複数ある場合には全て) 及び通称を併記し、ふ
りがなもそれぞれ記載してください。

必ず住民票に記載してあるとお
りに記載してください。

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	100,000 株		出資の額	300万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資 の金額	本	籍
		割 合	住	所
くにたち 国立株式会社		10,000株		
		10%	東京都千代田区霞が関△△	
こうせい ひ ふ み 厚生 一二三	S2.2.2	6,000株	東京都千代田区神田佐久間町◆◆	
		6%	東京都千代田区霞が関▲▲	

申請者が法人である場合で、株主又は政令使用人に在日外国人を含む場合、氏名欄には本名(複数ある場合には全て)及び通称を併記し、ふりがなもそれぞれ記載してください。

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住	所
しろやま じろう 城山 二郎	S20.9.9	神奈川県相模原市中央区中央▲▲▲	
	津久井支店長	神奈川県相模原市緑区城山××	

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者をすべて記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画の概要

変更許可申請の場合は、下線を付すなど、変更部分を明示してください。

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

① 事業の概要

- ・主に、神奈川県内の建設現場から出る建設系廃棄物を収集し排出事業者が指定する中間処理場又は最終処分場に運搬する。
- ・主に、〇〇工場から出る汚泥を収集し、最終処分場に運搬する。

② 営業範囲

- ・埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

営業範囲を忘れずに記載してください。
なお、営業範囲が広範囲にわたる場合は、「〇〇地方」「東日本全域」等、おおよそのエリアを記載してください。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性 状	予定排出事業場の名称及び所在地	横替え又は保管を行う場合には横替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を除く)	〇t/月	固形	〇〇(株) 神奈川県内建設現場	なし	(株)〇〇〇〇 東京都〇〇〇
2	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を除く)	〇t/月	固形	同上	なし	排出事業者が指定する処理施設
3	がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く)	〇t/月	固形	同上		
4	石綿含有産業廃棄物 (汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類)	〇t/月	泥状 固形	〇〇(株) 神奈川県内建設現場	なし	(株)〇〇 東京都〇〇〇
5	汚泥 (石綿含有産業廃棄物を除く)	〇t/月	泥状	神奈川県内建設現場		
6	廃油、廃酸、廃アルカリ	未定	液状	神奈川県内化学工場	なし	排出事業者が指定する処理施設
7	金属くず	未定	固形	〇〇(株) 神奈川県〇〇〇		
8	水銀含有ばいじん等 (廃酸、廃アルカリ)	〇t/月	液状	〇〇〇〇(株) 東京都〇〇〇	なし	(株)〇〇〇 神奈川県〇〇〇
9	水銀使用製品産業廃棄物 (蛍光管)	〇t/月	固形	〇〇(株) 神奈川県〇〇〇	なし	〇〇〇(株) 埼玉県〇〇〇
備考 取り扱う (特別管理) 産業廃棄物の						

石綿含有産業廃棄物の汚泥は、性状を「泥状」としてください。
汚泥以外の品目が含まれる場合、性状欄は「泥状、固形」となります。

排出事業場、予定運搬先が同一である場合には、1つの行に複数の (特別管理) 産業廃棄物の種類を記載しても構いません。

記載事項のうち、申請日現在において未定等の理由から、記載が困難な箇所がある場合は、該当箇所に「未定」と記載してください。

水銀使用製品産業廃棄物については、廃棄物の種類に代えて製品名を記載してください。

それぞれ、「自動車検査証（船舶の場合は、船舶検査証書）」に記載されているとおり記入してください

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	脱着装置付コンテナ専用車	横浜 100 あ 1234	3,800	神奈川県環境(株)	令和8年9月14日
2	キャブオーバ	川崎 100 い 2345	8,000	神奈川県環境(株)	令和8年3月7日
3	タンク車	相模 800 う 3456	5,000	神奈川県環境(株)	令和8年11月1日
4	ダンプ	湘南 400 え 4567	3,000	神奈川県環境(株)	令和8年11月14日
5	貨物船	第一神奈川金太郎丸 5678	2,310	神奈川県環境(株)	
6	運搬施設に船舶を含む場合は、船名及び登録 (又は識別) 番号を記載してください。				
7	収集運搬車両の車検の有効年月日を記載してください。				

事務所の所在地

神奈川県横浜市中区日本大通1番地

駐車場の所在地

同上

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器を使用する場合に記入してください。

運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考
オープンドラム缶	汚泥、水銀含有ばいじん等	200 リットル	鉄製
クローズドラム缶	廃油	200 リットル	鉄製
ケミカルドラム缶	廃酸、廃アルカリ	200 リットル	外装：鉄製 内装：ポリエチレン製
蛍光管専用プラスチックダンボールケース	水銀使用製品産業廃棄物 (蛍光管)	10kg	ポリプロピレン製
フレコンバッグ	石綿含有産業廃棄物 (汚泥以外)	1 m ³	ポリプロピレン製
プラスチック二重袋	石綿含有産業廃棄物 (汚泥)	1 m ³	ポリプロピレン製

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両毎の用途

①脱着装置付コンテナ専用車、ダンプ

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類

②キャブオーバ

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、水銀含有ばいじん等、石綿含有産業廃棄物（汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類）

③バン

水銀使用製品産業廃棄物（蛍光管）

④タンク車

廃油、汚泥

⑤貨物船

事業計画書第1面に記載するすべての品目

取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類に適した車両を選択してください。次のような用途は認められません。

例1）土砂禁止車両でがれき類を運搬する（過積載の危険があるため）。

例2）塵芥車でがれき類、石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を運搬する。

例3）脱水されていない汚泥について、水密仕様でないダンプに直積みする。

(2) 収集運搬業務を行う時間

月～土曜日までの8:30～17:15（休憩 1時間）

また、搬入先である処分場又は積替保管施設に指示された時間に従う。

収集運搬業務を行う時間や休業日が不定である場合は、その旨を記載の上、記載できる範囲で記載してください。

(3) 休業日

日曜、祝祭日、年末年始（12月28日～1月3日）

同一の従業員が複数の業務を兼務している場合は、主たる業務に計上してください。

例）役員と運転手を兼務→役員に計上

従業員数の内訳

いつ時点の情報か確認したいので、日付を記載してください。

令和5年9月1日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
4 人	1 人	0 人	1 人	5 人	3 人	0 人	14 人

5. 環境保全措置の概要(運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

(1) 運搬に際し講ずる措置

- 飛散流出防止のため車両の荷台にはシート掛けを行う。
- 運搬容器は上蓋を確実に閉止するとともに、車両に積載する際はロープ等で固定し、転倒を防止する。
- 石綿含有産業廃棄物(汚泥以外)は他の廃棄物と混ざらないようにフレコンバッグに入れて運搬する。
- 石綿含有産業廃棄物(汚泥)は他の廃棄物と混ざらないように耐水性プラスチック二重袋に入れて運搬する。
- 石綿含有産業廃棄物(汚泥)は、排出事業者が排出時に耐水性プラスチック二重袋に封入した状態のものを運搬する。
- 石綿含有産業廃棄物は他の廃棄物と混ざらないように、荷台に仕切りを設けて運搬する。また、その際は変形又は破断しないように整然と積み込み、荷台にシート掛けを行う。
- 水銀含有ばいじん等は、オープンドラム缶に入れ、ガスケット付きの上蓋を確実に締め付けることにより揮発による漏出を防止する。
- 水銀使用製品産業廃棄物(蛍光管)は、他の物と区分し、蛍光管専用プラスチックダンボールケースに入れて運搬する。また、破損防止のために緩衝材を空隙に入れる等必要な措置を講じる。
- 収集運搬時は安全運転及び騒音、振動、ほこり等の発生防止に努め、過積載は行わない。

変更許可申請記載例

（特別管理産業廃棄物）

※事業計画書第7面～第10面については、

更新許可申請（普通産業廃棄物）の記載例（p10～13）を
ご参照ください。

申請窓口で記入するか、あらかじめ申請日を記入しておいてください。

特別管理産業廃棄物処理業の
事業範囲変更許可申請書

令和5年9月1日

神奈川県知事 殿

（例）品目に「廃石綿等」を追加。

申請者 〒231-8588
住 所 神奈川県横浜市中区日本大通1番地
氏 名 神奈川環境株式会社
代表取締役 横浜 太郎
電話番号 045-210-1111
ファクシ 045-210-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定により、特別管理産業廃棄物
収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請し
ます。

許可の年月日及び許可番号 平成30年11月1日 第 01450123456 号

収集運搬業・処分業の区分 収集運搬業

許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。）

詳細は別表のとおり。

積替・保管なし

変更の内容 品目の追加：廃石綿等

変更理由 排出事業者から要望があったため

変更に係る事業の用に供する施設の
種類、数量、設置場所、設置年
月日、処理能力、許可年月日及び
許可番号（産業廃棄物処理施設の
設置の許可を受けている場合に限
る。）

アスベスト用二重袋 10枚

変更に係る事業の用に供する施設の
処理方式、構造及び設備の概要

変更許可申請に伴い追加した
車両や容器の種類と数量を記
載してください。
従前と変わりがなければ空欄で
構いません。

※事務処理欄

別表 1 特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く）における事業の範囲

No	種 類	取扱い の有無
1	廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）	◎
2	廃酸（pH2.0以下のもの）	◎
3	廃アルカリ（pH12.5以上のもの）	◎
4	感染性産業廃棄物	◎
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	5 廃水銀等	
	鋳さい ＊1	
	廃石綿等	○
	ばいじん ＊1	
	燃え殻 ＊1	
	廃油 ＊1	◎
	汚泥 ＊1	◎
	廃酸 ＊1	◎
	廃アルカリ ＊1	◎
	廃ポリ塩化ビフェニル等 ＊2	
	廃ポリ塩化ビフェニル等（低濃度PCB汚染廃油） ＊2	
	ポリ塩化ビフェニル汚染物 ＊2	
	低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物 ＊2	
	ポリ塩化ビフェニル処理物 ＊2	
	低濃度ポリ塩化ビフェニル処理物 ＊2	

＊1 申請する金属等の詳細は別表2のとおり。

＊2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の許可申請をする場合で、濃度限定がない許可を申請する場合は低濃度許可も含めて○を付け、低濃度限定の許可を申請する場合は低濃度許可のみ○を付けてください。

（注1）申請に係る取り扱う特別管理産業廃棄物の種類について、「取扱いの有無」の欄に○印を付けてください。

（注2）変更許可申請の場合で、既に許可を取得しているものには◎印を付けてください。

金属等を含む特定有害産業廃棄物

の種類の 金属等の名称	廃棄物 の種別	鉛 酸 電池	水銀 等 の 化合物	有機溶剤 類	油 汚泥	燃 え 殻	ばいじん	鉱さい
水銀又はその化合物								
カドミウム又はその化合物								
鉛又はその化合物								
有機燐化合物								
六価クロム化合物								
砒素又はその化合物								
シアン化合物								
P C B								
トリクロロエチレン								
テトラクロロエチレン								
ジクロロメタン								
四塩化炭素								
1， 2－ジクロロエタン								
1， 1－ジクロロエチレン								
シス－1， 2－ジクロロエチレン								
1， 1， 1－トリクロロエタン								
1， 1， 2－トリクロロエタン								
1， 3－ジクロロプロペン								
チウラム								
シマジン								
チオベンカルブ								
ベンゼン								
セレン又はその化合物								
1， 4－ジオキサン								
ダイオキシシン類								

(注 1) 申請に係る金属等の項目に○を付けてください。

(注2) 変更許可申請の場合で、既に許可を取得しているものには◎を付けてください。

申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称	住 所	
かながわかんきょう 神奈川環境株式会社	神奈川県横浜市中区日本大通 1 番地	
法定代理人(申請者が法第14条第 5 項第 2 号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称	住 所	
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
	役 職 名・呼 称	住 所
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
	役 職 名・呼 称	住 所
よこはま たろう 横浜 太郎	S16.1.1	韓国
きん たろう 金 太郎	代表取締役	神奈川県横浜市中区港町〇〇
き む た ろ う K I K T A R O		
かわさき じろう 川崎 次郎	S17.3.3	神奈川県川崎市川崎区富士見◇◇
	取締役	神奈川県川崎市川崎区宮本町◆◆
よこすか きぶろう 横須賀 参郎	S18.5.5	神奈川県横須賀市小川町□□
	取締役	神奈川県横須賀市日の出町■ ■
あつぎ しろう 厚木 志郎	S19.7.7	神奈川県厚木市中町△△
	監査役	神奈川県厚木市水引▲▲

役員に在日外国人を含む場合、氏名欄には本名（複数ある場合には全て）及び通称を併記し、ふりがなもそれぞれ記載してください。

必ず住民票に記載してあるとおりに記載してください。

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	100,000 株		出資の額	300万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資 の金額	本 籍	
		割 合	住 所	
くにたち 国立株式会社		10,000株 10%	東京都千代田区霞が関△△	
こうせい ひ ふ み 厚生 一二三	S2.2.2	6,000株	東京都千代田区神田佐久間町◆◆	
		6%	東京都千代田区霞が関▲▲	

株主又は政令使用人に在日外国人を含む場合、氏名欄
には本名(複数ある場合には全て)及び通称を併記し、
ふりがなもそれぞれ記載してください。

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住 所
しろやま じろう 城山 二郎	S20.9.9	神奈川県相模原市中央区中央▲▲
	津久井支店長	神奈川県相模原市緑区城山××

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者をすべて記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画の概要

変更許可申請の場合は、下線を付すなど、変更部分を明示してください。

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

① 事業の概要

- ・主に、神奈川県内の病院から出る感染性産業廃棄物を収集し排出事業者が指定する中間処理場に運搬する。
- ・主に、〇〇工場から出る揮発性廃油を収集し、排出事業者が指定する積替保管施設に運搬する。

② 営業範囲

- ・埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、北海道

営業範囲を記載してください。

なお、営業範囲が広範囲にわたる場合は、「〇〇地方」「東日本全域」等、おおよそのエリアを記載してください。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	場合によっては積替又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)	〇t/月	液状	〇〇(株) 〇〇工場 神奈川県〇〇〇	なし	〇〇〇〇(株) 神奈川県〇〇〇
2	廃酸(pH2.0以下のもの)	〇t/月	液状	(株)〇〇 埼玉県〇〇〇	なし	排出事業者が指定する処理施設
3	廃アルカリ(pH12.5以上のもの)	〇t/月	液状			
4	廃油(特定有害産業廃棄物)	〇t/月	液状	〇〇(株) 〇〇工場 埼玉県〇〇〇	なし	(株)〇〇 〇〇処分場 東京都〇〇〇
5	廃酸、廃アルカリ(特定有害産業廃棄物)	未定	液状	神奈川県内●●工場	なし	
6	污泥(特定有害産業廃棄物)	未定	泥状	神奈川県内●●工場	なし	
7	感染性産業廃棄物	〇t/月	固形	〇〇病院 神奈川県〇〇〇	なし	(株)〇〇〇〇 千葉県〇〇〇
8	廃石綿等	〇t/月	固形		なし	(株)〇〇
9						

揮発性廃油、強酸、強アルカリについては、特定有害産業廃棄物と分けて記載してください。

記載事項のうち、申請日現在において未定等の理由から、該当箇所到大まかな予定排出事業場を記載して下さい。

排出事業場、予定運搬先が同一である場合には、1つの行に複数の(特別管理)産業廃棄物の種類を記載しても構いません。

備考 取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(日本産業規格 A列4番)

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

それぞれ、「自動車検査証（船舶の場合は、船舶検査証書）」に記載されているとおり記入してください。

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	キャブオーバ	横浜 100 あ 1234	8,000	神奈川県環境(株)	令和8年9月14日
2	ダンプ	川崎 100 い 2345	3,000	神奈川県環境(株)	令和8年3月7日
3	冷蔵冷凍車	相模 800 う 3456	2,000	神奈川県環境(株)	令和8年11月1日
4	貨物船	第一神奈川金太郎丸 5678	2,310	神奈川県環境(株)	
5	運搬施設に船舶を含む場合は、船名及び登録（又は識別）番号を記載してください。				
6					
7					
8					
9	収集運搬車両の車検の有効年月日を記載してください。				
10					

事務所の所在地

神奈川県横浜市中区日本大通1番地

駐車場の所在地

同上

(2) その他の運搬施設の概要

備考欄には材質等の補足事項を記載してください。

運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考
オープンドラム缶	汚泥（特定有害産業廃棄物）	200 リットル	鉄製
クローズドラム缶	廃油（揮発油類、灯油類、軽油類、特定有害産業廃棄物）	200 リットル	鉄製
ケミカルドラム缶	廃酸（pH2.0 以下のもの、特定有害産業廃棄物）、廃アルカリ（pH12.5 以上のもの、特定有害産業廃棄物）	200 リットル	外装：鉄製 内装：ポリエチレン製
メディカルパール	感染性産業廃棄物	40 リットル	ポリエチレン製
アスベスト用二重袋	廃石綿等	100 リットル	ポリエチレン製

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両毎の用途

①ダンプ、キャブオーバ

廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）、廃油（特定有害産業廃棄物）、廃酸（pH2.0 以下のもの）、廃酸（特定有害産業廃棄物）、廃アルカリ（pH12.5 以上のもの）、廃アルカリ（特定有害産業廃棄物）、汚泥（特定有害産業廃棄物）、廃石綿等

②冷蔵冷凍車

感染性産業廃棄物

③貨物船

感染性産業廃棄物を除く事業計画書第1面に記載するすべての品目

取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類に適した車両を選択してください。次のような用途は認められません。

例）感染性産業廃棄物を、保冷設備がないバンで運搬する。

収集運搬業務を行う時間や休業日が不定である場合は、その旨を記載の上、記載できる範囲で記載してください。

(2) 収集運搬業務を行う時間

月～土曜日までの 8:30～17:15（休憩 1 時間）

また、搬入先である処分場又は積替保管施設に指示された時間に従う。

(3) 休業日

日曜、祝祭日、年末年始（12月28日～1月3日）

同一の従業員が複数の業務を兼務している場合は、主たる業務に計上してください。

例）役員と運転手を兼務→役員に計上

従業員数の内訳

いつ時点の情報か確認したいので、日付を記載してください。

令和5年9月1日現在

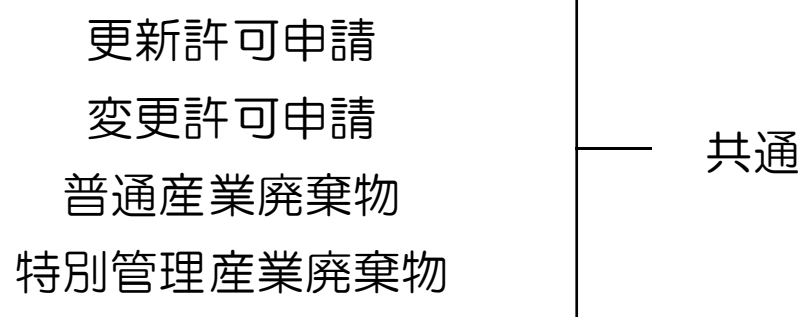
申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
4 人	1 人	0 人	1 人	5 人	3 人	0 人	14 人

5. 環境保全措置の概要 (運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

(1) 運搬に際し講ずる措置

- 特別管理産業廃棄物を収集運搬する際は、他の物と区分し、損傷しにくい密閉容器に入れる。
- 運搬容器は上蓋を確実に閉止するとともに、車両に積載する際はロープ等で固定し、転倒を防止する。
- 感染性産業廃棄物は、バイオハザードマークが付されたメディカルパールに入れ、冷蔵冷凍車に積載することで、感染源の増殖・腐敗・悪臭発生の防止に努める。
- 廃石綿等は、十分な強度を有するアスベスト用二重袋に入れ、荷台にシート掛けをして運搬する。
- 収集運搬時は安全運転に努め、騒音、振動、ほこり等の発生防止に努め、過積載は行わない。

参考様式記載例



(参考様式)

政令使用人に係る証明書

令和5年9月1日

神奈川県知事 殿

次の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の10に規定される使用人であることを証明します。

氏 名 城山 二郎

本 籍 地 神奈川県相模原市中央区中央▲▲

住 所 神奈川県相模原市緑区城山××

生年月日 昭和20年9月9日

役 職 津久井支店長

所在地 神奈川県横浜市中区日本大通1番地

法人名 神奈川環境株式会社

代表者 代表取締役 横浜 太郎